

「日本の ABL の現状と将来展望」

【その 1】

—有識者・公的機関の声—

2011 年 12 月 2 日

ABL 協会理事

中村廉平

(商工中金組織金融部担当部長)

1. **ABL の意義等**
 1. 1 ABL 協会 設立趣意書 (別紙 1)
 1. 2 循環型 ABL の意義又は定義 (別紙 2)
 1. 3 ABL における担保の機能 (別紙 3)
2. **ABL の現状 (市場規模等)**
 2. 1 ABL の現状 (市場規模等)
参考① (経済産業省「日本の ABL の現状と将来の展望」)
 2. 2 市場把握に関する更なる取組み
参考② (経済産業省「債権・動産担保融資 (ABL) に関する実態調査」)
3. **ABL の法的構造**
 3. 1 担保スキーム (別紙 4)
 3. 2 債務不履行時の対応 (別紙 5)
 3. 3 倒産手続における取扱い (別紙 6)
4. **ABL の将来展望**
 4. 1 復興ファイナンスとしての ABL の活用可能性 (別紙 7)
 4. 2 金融機関の自己査定上の ABL の取扱いに関して望まれる方向性 (別紙 8)
 4. 3 ABL 市場の発展を促す法制度の整備の方向性 (別紙 9)
5. **現状の課題と改善の方向性についての私見**
 5. 1 ABL 取引のフローと実務上の問題点 (概観)
 5. 2 従来型担保概念がもたらす ABL 市場の成長と限界
 5. 3 ABL 市場発展に向けた検討課題: 「生かす担保」概念の導入可能性

以上

※以下、傍線は全て講演者によるもの。

別紙 1

ABL 協会 設立趣意書

(ABL 協会ウェブサイト (<http://abl-j.jp/>) より抜粋)

我が国における産業金融は、間接金融に大きく依存する中で、とりわけ直接金融市場からの資金調達が困難な中堅・中小企業にとっては不動産担保や個人保証を中心とした資金調達を主流としてきた。しかし、例えばバブル崩壊後など、日本経済低迷期においては不動産価格の下落に伴って多くの企業が資金調達難に直面し、企業の成長と資金調達が必ずしもマッチングしていないという事象が明らかになった。

こうしたことから、我が国の産業金融の円滑化策として、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資手法が着目され、その具体的手法である ABL (Asset Based Lending) の普及が産業界・金融業界双方からのニーズとして高まりつつあるところである。

ABL は、企業が有する在庫や売掛債権、あるいは機械設備等の事業収益資産を活用した金融手法であり、貸付審査に際して企業の事業価値の総体を見極めるという融資機関の本質的な機能が自ずと発揮されることから、借り手と貸し手のリレーション強化による信頼関係の深耕に役立ち、ひいては資金調達手法の多様化・資金調達枠の拡大に大きく資する。我が国企業の成長力を加速するためには、こういった ABL の持つ企業価値発現機能に着目し、企業の成長を促す新しい金融慣行としてその普及を促すことが重要である。

本協会は ABL という新しい金融慣行の健全な普及・発展のために、ABL にかかわる企業・団体の枠組みを超えた横断的な推進や、実務及び研究に携わる者の広範なネットワークの構築に資する活動を行うとともに併せて、ABL の社会的信用の確保や債務者の保護を図ることとしたい。

このような活動を通じ本協会は、自由な経済活動の機会が増進し、我が国経済の成長、発展に寄与し、ひいては国民生活の安定向上が図られることを期待するものである。以上の趣意及び設立発起人の総意をもって、ここに「ABL 協会」を任意団体として設立する。

平成 19 年 6 月
ABL 協会設立発起人一同

循環型 ABL の意義又は定義

中村廉平「再建型法的倒産手続における ABL の取扱いに関する考察

—いわゆる「固定化」問題を中心として—」NBL908号（2009）30頁

「ABLにおいて設定される譲渡担保権や質権の対象となる在庫や売掛金は、『原材料の仕入→商品（在庫）の製造→在庫販売による売掛金取得→売掛金の回収→回収金による原材料の仕入』という事業のライフサイクルに伴って絶えず循環・流動していくことが想定されている。したがって、動産譲渡担保の担保目的物はいわゆる集合動産であって、債務者の倉庫から通常の事業活動の一環として搬出された個別動産は担保目的物から除外される一方、新たに加工・製造されて倉庫に搬入された在庫は担保目的物にその都度加えられることになる。同様に、債権譲渡担保（ないし債権質）の担保目的物は、将来発生する売掛金（いわゆる将来債権）をも含む一方、通常の回収活動によって債務者が回収を完了した場合には、担保目的物からは除外されることが当然に想定されている」

須藤正彦「ABLの二方面での役割と法的扱い

—事業再生研究機構編『ABLの理論と実践』を読んで」NBL879号（2008）29頁

「5 集合動産根譲渡担保、集合債権根譲渡担保としての ABL」

「2 ABLの法的構成」「(2) 譲渡担保の効力」

「(i) 譲渡担保設定者（債務者）は、設定者である以上、譲渡担保権者に対し、担保価値維持義務を負うといえるが（最一判平成18・12・21民集60巻10号3964頁参照）、通常の営業の範囲内で集合動産（在庫品）を売却処分し（前掲最一判平成18・7・20）、集合債権（売掛債権）を回収する権限があり、処分代金、回収資金を営業資金等に用いることができる。

(ii) 集合動産譲渡担保、集合債権譲渡担保では、処分代金や回収資金を設定者（債務者）の営業資金ないしは借入金の返済に用い、新たに流入する集合動産（在庫品）や発生する集合債権（売掛債権）は譲渡担保対象物となり（流動型）、借入れが反復される。集合動産譲渡担保、集合債権譲渡担保は以上のような反復循環構造を本質とするといえる。特に、ABLで行われる集合動産譲渡担保、集合債権譲渡担保では、設定者（債務者）は、コミットメントライン（貸付義務枠）の下、清算換価価値（ボローイングベース）の範囲内で新たな借入れを受けるとい反復循環構造である。

(iii) 在庫商品、売掛代金債権は、それらの処分、回復によって譲渡担保対象物から離脱する。」

ABLにおける担保の機能

1. 木下信行「金融行政の現実と理論」（きんざい、2011）215頁

「担保の機能

担保は、こうした企業と銀行の関係において、重要な機能を果たしている。

まず、企業サイドからみた担保の機能は、シグナリングの手段であるところにある。企業は、担保を提供することによって、事業継続に要する資産を手元に確保しながら必要なシグナルを発信することが可能となる。円滑な資金繰りを確保するためには、こうした担保提供を、取引期間中継続して行うことが有効である。

これに対し、銀行サイドからみた担保の機能は、貸出に関する再交渉が必要となった場合に、情報劣位を克服するための対応オプションとなるところにある。企業が窮境に陥り、再建できるか否かを銀行と議論する場合には、経営者は、事業の将来を楽観的にみる方向の偏りを有しており、それを裏付けるための情報を多く保有している。これに対し、銀行は、事業の将来を悲観的にみる方向の偏りを有しているが、それを裏付けるための情報が不足している。また、企業を清算させれば、自らの損失につながりかねないという懸念もある。この結果、再交渉の結果は、現状による事業継続に偏りがちになる。その点、担保をとっていけば、銀行は、自らの損失を回避しつつ清算のトリガーを引くオプションを留保することができる。このように、担保は、いざというときに抜かれるべき伝家の宝刀であるとともに、偏りがちになる再交渉の結論を補整する機能をもっている。

担保は、再交渉時におけるオプションとしての機能が想定されることを通じ、経常時においても、企業と銀行の間の情報の非対称性を緩和する機能を果たす。具体的には、モニタリングに際し、担保の残高の把握や資産価値の評価が継続的に行われ、その基礎として、貸出契約に情報開示を義務づける条項が置かれることとなる。

以上のように、担保の機能の核心は、コミュニケーションの媒体であるところにある。」

2. 債権管理と担保管理を巡る法律問題研究会（前田庸座長、事務局日本銀行金融研究所）

「担保の機能再論 ―新しい担保モデルを探る―」（2008年12月）

「将来債権および将来動産を含む事業収益を構成する財産を担保としている場合、債務者にとっては、まさに事業の継続の可否に関する判断が担保権者に握られている。再生を望む債務者は、再生の見込みが十分に存在することを示しつつ担保権者と「再交渉」を行い、担保権者に担保の実行を控えることを求めるとも考えられる。仮に担保権者が譲渡担保に担保の実行を控えたとしても、担保権者の権利の内容が害されないのであれば、譲渡担保

の実行を控えることが担保者にとっても債務者の再建にとっても望ましい結果となる。このように考えれば、事業収益を構成する財産を担保にとる場合には、再交渉の内容によっては、担保を実行しないことが優先弁済確保機能の実現に繋がるということになる。

なお、事業収益型担保の場合には、不動産担保の場合と異なり、基本的には後順位担保権者の存在は想定し難いともいえる。すなわち、事業収益を構成する財産は債務者の事業の存続に直結しており、例えば、他の債権者に差し押えられたりすると、債務者の事業の「一体性」が失われてしまう。そういう意味で、担保権者が事業収益型担保を利用することは、他の債権者からの差押え等を排除し、債務者の事業の「一体性」を確保しつつ、当該担保権者の権利が害されないようにする防御的な機能（担保の管理機能）を活用するものともいえる。事業収益を構成する財産の担保化を実務において進めていく場合には、債権者は担保の優先弁済確保機能とともに、こうした担保の管理機能を重視する必要があることを十分に認識すべきであろう。」

3. 池田眞朗「ABL 等に見る動産・債権担保の展開と課題—新しい担保概念の認知に向けて」（伊藤進先生古稀記念論文集「担保制度の現代的展開」（2006）、「債権譲渡の発展と特例法」（2010））

『担保』の経済的機能、つまり、「何のために担保をとるのか」ということに着目して、担保概念についてのパラダイム転換を考えるという提言である。「これまでの担保は、債務者の債務不履行があった場合に担保権を実行して債権を回収する、ということが目的であるから、もっぱら『債権者のための担保』であった。その場合、債務者の資産の中から切り出して特定したものを換価処分して、優先的により多く債権を回収できる担保が『強い担保』であり、その際の価値評価が明確でかつ安定しており、また換価処分が確実でかつ処分方法が確立しているものが『良い担保』とされるのである。そしてこの考え方は、その後債務者の経済活動がどうなるのかということは、ほとんど念頭においていない。まさに従来の担保は『回収、清算のための担保』なのである。しかしながら、これに対して、『債務者のための担保』、より正確に言えば、『債務者の経済活動を存続させるための担保』が考えられる」「これがまさに債権や動産在庫を担保に取る世界でなされるべき議論なのである。」「債権回収が確実に図れる『強い担保』が『良い担保』なのではない。債務者をつぶさずに、その企業活動を存続させるために適切に機能できるのが『良い担保』なのである。」「本稿が述べようとしたのは、清算回収のための担保から事業を継続させるための担保へ、『終わらせる担保』から『生かす担保』へ、という担保概念の発想の転換であった。そして、それを法的に裏打ちする作業を探求するのが、二一世紀の担保法学であるべきと私は考えている。」

担保スキーム

1. 全体像

中島弘雅「ABL担保取引と倒産処理の交錯-ABLの定着と発展のために-」

金融法務事情 2011年8月10日号 71頁

「こうした融資手法は、日本では近年に至るまでほとんど活用されてこなかったが、日本の現行制度のもとでも、在庫動産について流動（集合）動産譲渡担保を設定するとともに、売掛金債権について流動（集合）債権譲渡担保を設定することにより、いわゆる「循環型 ABL」を組成することが可能である。循環型 ABL では何よりも、債務者たる事業会社が通常の営業として売掛金債権の取立てや在庫商品の売却を自由にできることが重要であり、現に通常の営業の範囲内では自由にできる仕組みになっている。ただ、その結果、担保目的物も循環（新陳代謝）することになる。」

2. 売掛金（売掛債権）

中島弘雅「ABL担保取引と倒産処理の交錯-ABLの定着と発展のために-」

金融法務事情 2011年8月10日号 73頁

「b 流動債権譲渡担保の成立要件

流動債権譲渡担保の対象となる将来債権の譲渡については、判例上、特定性が満たされている限り、将来の長期にわたる債権の包括的譲渡も有効とされている。その場合、将来債権は譲渡契約時に確定的に譲渡されたことになるというのが判例の立場である。また、特定性の要件については、第三債務者、債権発生原因、債権発生時期、金額、弁済期などの債権の特定の要素の全部または一部を用いることにより、当事者間で、ある債権が対象債権に当たるか否かが明確になっていれば足りるとされている。

c 流動債権譲渡担保の対抗要件

流動債権譲渡担保の第三者対抗要件具備の方法としては、民法 467 条 2 項に基づく通知・承諾と、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「動産・債権譲渡特例法」という）4 条 1 項に基づく登記という方法がある。現在および将来の複数債権について 1 つの包括的通知ないし承諾を行っても、対抗要件としては有効であり、しかも、その時点で将来債権についても対抗力が生ずると解されている。」

3. 在庫商品等

中島弘雅「ABL担保取引と倒産処理の交錯-ABLの定着と発展のために-」

金融法務事情 2011年8月10日号 80頁

「a 流動動産譲渡担保の意義

流動動産譲渡担保は、担保目的物が特定の目的物ではなく、例えば特定の倉庫内の原材料・在庫商品等のように設定者が将来にわたって取得する原材料・在庫商品等の一部または全部といった集合物について譲渡担保を設定するものである。

循環型 ABL を実現するための流動動産譲渡担保では、担保目的物は、集合物としての同一性を維持しつつも、その内容（構成要素）は新陳代謝することが予定されており、設定者は通常の営業の範囲内では集合物の構成部分である個別動産を処分することができ、処分の相手方は、当該動産について、譲渡担保の拘束を受けることなく確定的に所有権を取得できる。また、設定者が新たに取得する動産についても、それが集合物の範囲に含まれるものである限り、譲渡担保の効力が及ぶことが予定されている。」

「b 流動動産譲渡担保の成立要件

以上のような流動動産譲渡担保の性質上、担保目的物の範囲が特定されないままに譲渡担保としての効力を認めると担保設定者や他の一般債権者の利益が害される。そこで、古くは流動（集合）動産譲渡担保の有効性を否定する見解も存在したが、最近の判例は、構成部分の変動する集合動産について、その種類、所在場所あるいは量的範囲を指定する方法により、目的物の範囲が特定されていることを条件として、1個の集合物として譲渡担保の目的となり得ることを認めている。

c 流動動産譲渡担保の対抗要件

流動動産譲渡担保の設定を第三者に対抗するためには対抗要件の具備が必要である。流動動産譲渡担保は所有権移転形式を採る担保であるから、その対抗要件は「引渡し」（民法 178 条）すなわち占有の移転である。判例・通説は、占有改定（民法 183 条）でも引渡しの要件が満たされたとするが、占有改定による引渡しは公示機能を有しておらず、外部からは認識不可能であるため、一般債権者の利益が害されるおそれがある。そのため、この場合の対抗要件としては、ネームプレートなどの明認方法を施すことが必要であると見る見解も有力である。もちろん、動産・債権譲渡特例法 3 条 1 項所定の動産譲渡登記がなされれば、対抗要件を備えたことになる。」

4. 回収金（売掛金回収の預金口座）

堀内秀晃「不況期にこそ活用が期待される動産・債権担保融資」

金融財政事情 2011年2月28日号 44頁

「入金口座の集中とキャッシュ・スイープ

ABLでは原則、借入人の入金口座を一つに集中し、その口座が貸付人の担保となるか、貸付人を受益者とする信託口座になるようにし、そこに「キャッシュ・スイープ」を設定する。

キャッシュ・スイープとは、その口座に入金された資金を毎日吸い上げて、ABLの元本返済に充当するシステムである。

入金を集中するために入金口座を変更する必要があるが、これに対して借入人が難色を示すことがある。入金口座変更を取引先に通知すると、信用不安を惹起させてしまうのではないかと懸念によるものだ。しかし、実務上は販売先に文書で簡単に通知するのみで足り、少なくともこれまで信用不安の引き金になったケースはない。」

中村廉平「ABL法制の検討課題に関する中間的な論点整理

-実務家の声を反映して-」金融法務事情 2011年8月11月号 102頁

「「回収金」に関して、実務家報告では「アメリカにおけるABLでは「キャッシュ・スイープ」と呼ばれる仕組みにより、在庫、売掛金だけでなく、売掛金が入金される口座も担保対象となる」との紹介がなされたが、「キャッシュ・スイープ」の仕組みの採用には、日本の商慣習上、債務者の強い抵抗がある実情も紹介された。」

債務不履行時の対応

1. 問題発生時においても債務者に誠実な報告を促す仕組みの確保の重要性

中村廉平「中小企業向け融資における経営者保証のあり方について

—コベナンツに基づく『停止条件付連帯保証』の有用性—

銀行法務 21 No.720 (2010年9月号) 14頁

「金融実務上、経営者は、金融機関から融資を受けるに際して、会社の財務データ等について、「提出した資料のとおりです」という約束をする。これは、契約条項としては「表明および保証」条項と呼ばれている（これは、後述する「非財務コベナンツ」の一つである）。そして、「停止条件付連帯保証」とは、このような「表明および保証」に定めた条項に違反した（嘘をついたような）場合を「保証責任を発生させる引き金（停止条件）」として、経営者の保証責任を組み込むものである。この契約上の取決めにより、停止条件が成就しない場合には、経営者に個人責任は生じない、とする場合分けが可能になる。

このような場合分けは、融資業務関係者の価値観にも合致している。企業が破綻して、その企業に粉飾が発覚した場合においては、金融機関は、粉飾を指導した不誠実な経営者に対して、会社債務についても、連帯保証人として厳しい責任追及を行っていかねばならない。他方、誠実な経営を行っていたにもかかわらず、事業環境の悪化等により、会社が支払不能の状態に陥った経営者に対しては、金融機関としても、債権回収の引当てを会社財産に限ることができる。このような場合分けの仕組みが広まれば、経営者側に対して「透明性のある経営」を行うインセンティブを与えることができ、放漫経営や粉飾決算等の不正行為を抑止する効果が期待できる。」

2. 動産担保の実行方法

中村廉平「ABL法制の検討課題に関する中間的な論点整理

—実務家の声を反映して— 金融法務事情 2011年8月11月号 103頁

「担保権（動産譲渡担保）の実行

実務家からは、動産譲渡担保の実行方法について「債務者から担保物件（動産）の占有を奪うためには、民事保全手続（仮処分）しかない」という理解が示されており、仮処分の発令と執行に係る実務上の問題点が指摘されたが、併せて、アメリカでの ABL に詳しい実務家からは、「アメリカにおいても ABL の担保権の個別執行は一般的ではな

く、倒産手続の中で処理されるか、または任意売却に際して債務者の協力を得られることが多い」という認識も示された。」

栗田口太郎「倒産手続における ABL 担保権実行の現状と課題

-再生手続における集合動産譲渡担保権の取扱いを中心に-

金融法務事情 2011 年 8 月 11 月号 90 頁

「4 担保権実行をめぐる諸問題」

「(1)「私的実行」の限界

譲渡担保権は私的実行によるものとされる。しかし、ABLにおいて、通例、目的物の直接占有は設定者のもとに残されている。動産譲渡担保権者は、目的物を第三者に対して処分するためにも（処分清算型）、適正な価格で評価して自ら帰属させるためにも（帰属清算型）、實際上、目的物の円滑な引渡しを要する。動産は土地などとは異なり、現物の引渡しを受けて目的動産の品質・状態・数量等を実査できなければ、実際問題として処分も評価もできず、清算金の確定も困難だからである。この場合に設定者が協力的であれば問題は少ないが、設定者が非協力的である場合は、引渡請求訴訟を提起し、その確定判決を得て目的動産に強制執行することが要請される。しかし、訴訟という一般に長期間を要する権利実現過程をとることは、目的物の加速度的な減耗・減価・減少・滅失リスクを伴う動産担保にあつては、およそ非現実的である。このため、かかる引渡請求訴訟に先立ち、これを本案とする仮処分申請を行うことが実務上しばしば要請される。

このように、私的実行とってみても、それは「私的」である以上、強制的に物理的な占有を担保権者に移転するものではあり得ず、現実には、設定者の協力が得られない限り、仮処分制度等による「法的実行」手続を踏まなければ権利の完全な実現を図ることはできない。この点は譲渡担保権が非典型担保権であることからの本来的な制約であるが、譲渡担保権も「担保」である以上、設定者による執行妨害的な作為を防止して、円滑で安定的な権利の強制的実現を図る方法が探究される必要がある。」

倒産手続における取扱い

1. 実務的に当事者の意思を尊重した取扱い

中村廉平「再建型法的倒産手続における ABL の取扱いに関する考察

—いわゆる「固定化」問題を中心として—」NBL908号（2009）29頁

「ABL に関しては、開始決定がなされた後に発生する債権についても、譲渡担保の効力はひとまず及ぶが、ひとたび譲渡担保が実行され、債権の管理回収権限が債務者から剥奪されてしまえば、その後に発生する債権については、譲渡担保の効力は及ばなくなると考えるのが、ABLにおいて集合債権譲渡担保を合意した債権者および債務者の合理的な意思にかなう結論である。ただし、この見解によった場合、開始決定があったとしてもただちに固定化が生じることはなく、譲渡担保権の実行があるまでは譲渡担保の目的となる債権はどんどん循環を継続することになる。したがって、債務者が新規に DIP ファイナンスの供与を受けようとする場合、将来の売掛金について担保提供を行う余地がなくなってしまう面があることは否定できない。」

「筆者の理解する ABL の理念型に関していえば、倒産手続の申立てや開始があったからといって、契約上の定め（あるいは担保権者の選択）がない限り固定化が生じることはなく、一方、遅くとも担保権の実行時点までには固定化が発生することになると思われる。ただし、手続開始によっても固定化が生じないと解することで DIP ファイナンスの可能性を狭めてしまうというのは、一見皮肉な結果であるように感じられるが、その一方で、債務者は、ABL の担保権が実行されない限り売掛金を自ら回収し、事業資金として利用可能となるのであり、（売掛金の担保価値以上の金額の DIP ファイナンスを受けることが事実上困難であることに鑑みれば）結論としてあながち不合理でもないように思われる。」

2. 学説の変遷

森田修「債権回収法講義（第2版）」（2011）111頁

「3 倒産手続の開始と集合債権譲渡担保の効力 （1）「固定化」と将来債権

問題は第1に、手続開始後に発生する目的債権に集合債権譲渡担保の効力が及ぶのかという点である。倒産法学においてかつては否定説が有力であったが、将来債権譲渡に関する法律構成の理解の縷々述べてきた変遷に伴い肯定説が有力となった。」

復興ファイナンスとしてのABLの活用可能性

中村廉平「被災した中小企業等の『二重ローン問題』に対する事業再生から見た

解決の方向性」事業再生と債権管理 2011年7月5日 111頁

「2 ニューマネー提供のための金融支援策」

「金融支援策の第2は、担保を徴求することにより、ニューマネーを提供する方法が考えられる。担保があれば、貸倒れのリスクを軽減することができる。担保目的物も、不動産よりも、事業のライフサイクルを構成する資産（設備機械のような個別動産だけでなく、在庫商品や売掛債権のような流動資産も含む）を活用することが考えられる。このような融資は「アセット・ベスト・レンディング（ABL）」と呼ばれて、近時、実務的取組みが急速に進んでいる。だが、ABLだけでは、震災前の借入金の返済債務を軽減することはできない。震災前の借入金のデフォルトが生じれば、新規のABLについても担保実行を考えなければならないという問題を抱えている。」

参考①（経済産業省「ABLの概要と課題」37頁）

「○震災復興支援の一助 資産が毀損し、不動産担保等の融資が難しい企業に対応」

日本学術会議法学委員会「IT社会と法」分科会（委員長：池田眞朗教授）

「提言 IT社会の法システムの最適化」（2011年8月29日）

「9 地域の絆の再生と新市場の創出—中小企業の資金調達の見点を中心に

（1）動産や売掛金担保の更なる強化

近年、従来の不動産（土地・建物）担保による資金調達への過度の依存からの脱却がひろく論じられてきた。もともと、不動産保有が十分でない中小企業の場合、いったん極度額まで抵当権を設定すれば、それ以上の融資を得られる道が閉ざされる。その上にリーマン・ショックを経て東日本大震災が起これ、中小企業の資金調達手段の確保には、さらなる工夫が求められている。この点、支払いの繰り延べや無担保融資は、復興時の緊急措置としては有効であっても、それだけでは復興後の健全な中小企業育成・新市場創出にはつながらない。したがって、構造的かつ継続的に中小企業の資金調達を確保し、ひいては地域経済を活性化するためには、やはり流動資産（売掛金や在庫）をいかに活用するかという問題になる。いわゆる動産債権担保融資（ABL、流動資産一体型担保融資）の拡大が急務となる」

金融機関の自己査定上の ABL の取扱いに関して望まれる方向性

1. 金融審議会金融分科会第二部会

「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について

—地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を—

（平成 19 年 4 月 5 日）

「I. 現状認識

1. アクションプログラムの下でのこれまでの成果」

「 検査においても、中小企業融資については、技術力、経営者の資質などを含めた経営実態をきめ細かく検証する金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕が定着しており、さらに、先般の金融検査評価制度を含めた金融検査マニュアルの全面改訂でも、ABL（Asset Based Lending）への取組みや取引先との密度の濃いコミュニケーションの確保、中小・零細企業等の事業再生に向けた取組み等に配慮した内容が盛り込まれている。」

「III. 地域密着型金融の具体的内容」

「2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」

「（動産・債権譲渡担保融資、ABL（Asset Based Lending）等の適正な活用）」

動産・債権譲渡担保融資は、不動産担保に乏しい中小企業の資金調達の多様化に資するものであり、更なる活用が望まれる。これらについては、未だに風評リスクの恐れから二の足を踏むケースがあるとの指摘もあるが、先般改訂された金融検査マニュアルにおいて、動産担保・債権担保が一般担保として新たに明示されたことも踏まえ、今後、適正な活用が期待される場所である。

特に動産、在庫、売掛債権等の流動資産を一体として担保取得する融資である ABL については、事業の流れ、キャッシュフローを含め、継続的・定期的にモニタリングを行うことにより、事業価値のより適時・適切な把握を可能とする点で、地域密着型金融の趣旨にも合致するものと言える。

他方、動産・債権譲渡担保融資、とりわけ ABL については再生を図る企業にとって必要な資源が失われ事業遂行が阻害されるリスクがあることに留意し、契約条項等の工夫、担保権実行における適正な運用によって、企業の成長、再生に資するものとする必要がある。

なお、新たに制度化が図られる電子記録債権制度については、売掛債権等を活用した資金調達に資するものとして期待される。」

2. 監督指針上の取扱い

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（平成 23 年 9 月）

「Ⅱ 銀行監督上の評価項目」

「Ⅱ-4 地域密着型金融の推進」

「Ⅱ-4-2-1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」

「(2) 最適なソリューションの提案」

「(参考) 顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション (例)」

「顧客企業のライフステージ等の類型

「成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業」

「・ 事業拡大のための資金需要に対応。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用」

主要行等向けの総合的な監督指針（平成 22 年 3 月）

「Ⅲ 主要行等監督上の評価項目」

「Ⅲ-4 利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供」

「Ⅲ-4-1 総論」

「② 新しい中小企業金融への取組み

例えば、

・ キャッシュフローを重視し、担保・保証（特に第三者保証）に過度に依存しない融資への取組み」

「(参考)

③ 「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について

—地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を—

（平成 19 年 4 月 5 日：金融審議会）」

3. 金融検査マニュアル上の取扱い

「② 一般担保」

「自己査定基準の適切性の検証」

「動産担保は、確実な換価のために、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され

ているものがこれに該当する。

債権担保は、確実な回収のために、適切な債権管理が確保されているものがこれに該当する。」

「自己査定結果の正当性の検証」

「また、動産を担保とする場合は、対抗要件が適切に具備されていることのほか、数量及び品質等が継続的にモニタリングされていること、客観的・合理性のある評価方法による評価が可能であり実際にもかかる評価を取得していること、当該動産につき適切な換価手段が確保されていること、**担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続きが確立していることを含め**、動産の性質に応じ、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれるかを検証する。

また、債権を担保とする場合は、対抗要件が適切に具備されていることのほか、当該第三債務者（目的債権の債務者）について信用力を判断するために必要となる情報を随時入手できること、第三債務者の財務状況が継続的にモニタリングされていること、貸倒率を合理的に算定できること等、適切な債権管理が確保され、回収（第三者への譲渡による換価を含む）が確実であると客観的・合理的に見込まれるかを検証する。」

「③ 担保評価額」

「ハ、 動産・債権担保の担保評価については、実際に行っている管理手段等に照らして客観的・合理的なものとなっているかを検証する。」

ABL 市場の発展を促す法制度の整備の方向性

○ 総論（学界における議論の発生等）

池田眞朗「ABL-飛躍への課題と取組み」銀行実務 2011 年 12 月号 7 頁

「 業界、法曹界ともに、まず担保に対する発想の転換が望まれる。つまり、従来の実行・回収ばかりを考える「債権者のための担保」から、被融資者の事業を継続させることを主眼とする「債務者を生かす担保」への転換である」 「本年 10 月に開催された金融法学会のシンポジウム（報告代表・中島弘雅慶應義塾大学教授）では、この発想を取り込んだうえでの倒産時の処理等が論じられ、大変盛況であった。」

中村廉平「ABL 法制の検討課題に関する中間的な論点整理

-実務家の声を反映して-」金融法務事情 2011 年 8 月 11 月号 108 頁

「 望ましい ABL 法制を探るためには、金融実務における ABL の役割を踏まえた上で、関連する法分野を横断して専門的知見を集めることにより、各局面における ABL の処遇のあり方を分析的に議論することが求められよう。法整備の方向性としては、判例によって積み重ねられてきた譲渡担保の法的性質を前提として、その譲渡担保の実行方法としての仮処分の発令・執行手続の実効性を高めたり、倒産法上の取扱いを明確にしたりする方法がまずは思い当たるであろう。しかし、ABL に携わる実務家の立場からすれば、ABL に利用される譲渡担保権にまつわる法的曖昧さを抜本的に解決したもらうためにも、集合動産等を目的物とする担保権を実体法レベルで創設して、制定法上の担保権の実行方法と倒産手続上の取扱いとを明文で規定してもらうニーズも存在する。」

河上正二「担保の多様化と担保法の展開」法学セミナー2011 年 11 月号 104 頁

「 ABL 取引にあっては、当然のことながら、企業活動の存続によって資金をできるだけ循環させ、収益の増加をはかるといふ企業金融の高度化が追求されているわけである。金融機関にとっては、与信リスクのコントロールという課題に資するものであり、不動産などの従来型担保の乏しい企業にとっても、金融機関のいわば「目利き機能」やガバナンス・チェックによって経営の存続・再建を支援してもらうことが期待される。ここでは担保目的の価値の源泉と目されるものが、「資産そのもの」というより、資産を運用する事業体としての将来性や活動力に見出されていることになるだろうか。もちろん、それが、優良事業や将来性のある事業に対する単なる支援という場合だけでなく、金融機関

や融資企業の借り手企業に対する経済的支配につながるものであることも忘れてはならない。また、他方で、評価対象となる財務データの信憑性や債務者の不正行為に適切に対処できるかといった問題も内包している。ここに win-win の連携関係をもたらすには、何より融資者と（主体性を前提とする）借り手企業の信認関係の構築が鍵となるように思われるが、法制的には、ABL の法的処遇の明確化が一つの重要な課題たり得よう。いずれにせよ、担保法の新たな方向性を示唆するものといえよう。」

○ 譲渡登記制度関連

日本学術会議法学委員会「IT 社会と法」分科会（委員長：池田眞朗教授）

「提言 IT 社会の法システムの最適化」（2011 年 8 月 29 日）

「したがって、構造的かつ継続的に中小企業の資金調達を確保し、ひいては地域経済を活性化するためには、やはり流動資産（売掛金や在庫）をいかに活用するかという問題になろう。いわゆる動産債権担保融資（ABL、流動資産一体型融資）の拡大が急務となる」

「これを法システムの観点から具体的に言えば、取得した流動資産の第三者への対抗要件を十分な公示力をもって確保する、債権譲渡登記、動産譲渡登記の使い勝手の改善と機能強化の検討が必要となろう。これらは、譲渡情報を法務局のコンピューターに登録するもので、平成 10 年に債権譲渡特例法によって創設された債権譲渡登記は、すでに平成 17 年の段階で、登記債権件数が 1 年間で 45,231 件、同じく登記債権個数で 68,780,354 個という実績を示し、その後も利用が順調に増加して、いまや非常に重要な公示制度となっているが、平成 16 年に動産債権譲渡特例法に増補して創設された動産譲渡登記のほうも、動産担保にそれまでになかった可視的な公示機能を与える手段として現在成長中である。ただ、両者はいずれもオンライン化申請まで実現しているのだが、平成 22 年の経済産業省のアンケートによれば、まだオンライン利用は非常に少ない。動産譲渡登記の見直しは政府の「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に挙っているものであり、債権譲渡登記の普及に続く動産譲渡登記の発展は、一つの課題となろう。

ただし、動産譲渡登記に関して、目的適合的に占有改定よりも強い登記にしようとするのであれば、法理論的に言って、本来の第三者対抗要件である引渡しとの関係からすれば、占有改定のほうを弱くする（第三者対抗要件としない）ことが必要と思われる。現在の物権法実務を大きく改変する作業は長期的な課題として、まずは現行登記制度の使い勝手の改善や、在庫動産の評価基準のガイドライン作成などが緊急の作業と理解されるべきである。」

角紀代恵「受取勘定債権担保金融の生成と発展」（2008）166 頁

（2001 年 10 月開催の金融法学会大会報告の抜粋）

「日本の不動産登記とは対極の発想で作られている公示制度として、UCC 第九編のファイリング・システムを挙げることができます。これは、乱暴に言えば、公示はないよりも、あった方がましという制度です。ただし、UCC 第九編におきましては、・・・原則として、先に登録した方が、担保権の成立時期にかかわらず、優先順位を確保できるという制度、いい換えますと、最初に登録した者の独り占めを許す制度が採用されています。UCC 第九編がファイリングの内容について、ここまで、割り切った制度を採用することができたのは、このような優先順位制度をとったからといえます。このように、いかなる公示制度を採用するかは、いかなる優先順位制度を採用するかという実体法上の問題と裏表の関係にあります。我が国において、UCC のような優先順位制度を採用しようとする場合には、民法を含めた動産担保制度の抜本的見直しが必要であり、そのためには、そこまで、大がかりなことをする必要はあるのか、独り占めを許す制度の是非—両国における与信をめぐる状況の違いにも留意する必要があると思われま—というきわめて政策的な問題についての議論が不可欠であると考えられます。」

○ 倒産法関連（DIP ファイナンスに関連する課題）

山本慶子「再建型倒産手続における将来取得財産に対する担保権の処遇

：事業収益型担保の処遇を中心に」金融研究 2010 年 4 月号 194 頁

「最後に、本稿では扱うことのできなかつた事業収益型担保に関する今後の課題を指摘しておく。

第 1 は、再建型倒産手続開始後に必要となる新規借入金（いわゆる DIP ファイナンス）への影響である。事業収益型担保の利用が一般化するということは、動産や債権を担保目的財産とした融資が一般化することであり、倒産手続開始後に行われる融資の担保目的として利用されることが期待される財産がなくなってしまうことになる。米国連邦倒産法では、原則として、倒産手続開始後の財産に対しては担保権の効力は及ばないことが定められているが（552 条（a））、例外として、担保権設定後に債務者が取得した財産（米国では、事後取得財産（after acquired property）と呼ばれる）も担保目的財産となることを定める条項（事後取得条項）があった場合には、裁判所が否定しない限り、倒産手続開始後の財産に対しても担保権の効力が及ぶことが定められている（同条（b）（1））。米国ではこうした規定によって柔軟な対処が可能となっており、結果的には手続

開始後のDIPファイナンスのための担保目的財産の確保が図られているともいえる。わが国においてもこうした制度を採用するか否かは、倒産時における債務者企業の再建を重視するのか、平時における債務者企業の資金調達額の最大化を重視するのかといった政策判断にかからしめられていると考えられ、仮にこうした制度を採用すれば事業収益型担保の効力に影響を及ぼすものと思われる。」

以上